

平成26年1月30日
福岡市公正入札監視委員会



随意契約総点検に係る意見書

福岡市公正入札監視委員会では、福岡市のすべての随意契約（平成24年度）についての福岡市の自己点検を踏まえ、委員会として点検を行った。

特に、「競争性のない随意契約」について、社会的注目度が高いものを中心に、競争性のある契約手続に移行できないかを市民サービスへの影響に配慮しつつ検討するとともに、必要に応じ、各委員がそれぞれの視点で、契約の透明性、効率性、公正性等の確保並びに外郭団体のガバナンスのあり方等について厳しくチェックし指摘・助言等を行い、市としての対応に概ね反映された。

なお、残された課題については、以下の諸点に特に留意されるよう、ここに意見書を提出する。

- 1 家庭ごみ収集運搬業務については、従業員の雇用問題や経営の多角化などの課題があることは理解できるが、先ずはモデル的に実施することを含め、競争性のある契約手続に移行することを前提に検討がなされるべきと考える。検討は平成26年度中を目途に行い、その結果は公表されるべきである。
- 2 し尿転廃業対策斡旋業務については、斡旋の経緯は理解できるが、開始から相当の年数が経過しており、その目的は達成されていると考えられる。し尿転廃業を理由とした斡旋終期設定に向けた協議を速やかに終え、下水処理施設管理等業務についてはその後3年以内に、それ以外の業務についてはその後5年以内に、競争性のある契約形態へ移行すべきである。
- 3 外郭団体との随意契約については、競争性のある契約形態への移行を今後とも積極的に進めていくことが求められる。なお、団体役員のうち一定数を外部から登用する仕組みづくりを行うとともに、随意契約の執行状況を実効性ある形で点検・評価するシステムを確立することが必要である。
- 4 市が行う随意契約については、事業を担当する部署とは別に、随意契約の執行状況を統括的にモニタリングする体制をとることが望ましい。なお、モニタリングの状況等については、本委員会にも報告願いたい。

